

## 平成 26 年 12 月の市民の声（全 17 通のうち 14 通）

市民の声の内容とそのお返事の一部を紹介します。

### ◇雪旨地区の都市計画の撤回と農振農用地の指定について および認定農業者の認定について

#### 【ご意見・ご提案など】

①-1 雪旨地区（塩沢上十日町地区）の都市計画を撤回してください。この地区には、私の土地があり、過去に 2 回の用地買収の話があり、複数の人が反対しました。今後も、買収に応じる気持ちはありません。ご理解ください。

①-2 雪旨地区の全域を農振農用地に指定してください。私の全耕地は、公共でも民間でも農地の転用に応じません。

②認定農業者に認定してください。後継者は、4 年後に仕事を退職することになっています。農業の全容は、何一つ不自由なくそろい、息子の手伝いは、すじ捲き、田植え、刈り取りの休日のみで、後は私がやっております。今後も高齢ですが、続けていく自信があります

#### 【お返事】

都市計画は、市民生活や産業活動が効率よく安全に営めるように、将来を見通しながら農林業との調和を図りつつ、まちの発展を計画的に誘導し、土地の合理的な利用を図る計画です。

少子高齢化などの社会情勢の変化を受け、南魚沼市となつてからの都市化の動向を把握するため、基礎調査を実施し、都市計画の用途地域及び都市計画道路の見直しを検討してきました。

今年度は、検討委員会でとりまとめた見直し案の住民説明会を実施いたしました。今後は、パブリックコメント（意見公募）などを行い、皆様からの意見を取りまとめて原案を作成し、平成 27 年度末の計画決定に向けて進めていく予定です。

#### ①-1 雪旨地区の都市計画の撤回について

都市計画用途地域の指定を解除することは、無秩序な土地利用を誘発する恐れがあり、慎重に判断する必要があります。

雪旨地区（塩沢上十日町地区）の用途地域につきましては、まとまった農地があり、都市的土地利用への転換が難しい部分もあることが考えられます。用途地域の指定を解除すべきかを検討委員会で検討しましたが、周辺河川などの環境整備が進むことで、土地利用が促進される可能性もあり、見直し案では現況用途地

域を維持する方向となっております。

今回いただいたご意見も参考にしながら、都市計画見直しの原案作成を進めていきたいと考えております。

#### ①-2 雪旨地区の農振農用地の指定について

農振農用地の指定につきましては、市の農業振興地域整備計画において、長期にわたって農用地として利用する土地に設定することが必要です。

雪旨地区の都市計画の用途地域が指定されている地域を農振農用地に指定するためには、重複しての地域指定はできませんので、都市計画の用途地域を解除する必要があります。

今回の都市計画見直し案では、現況用途地域を維持する方向となっておりますので、用途地域を解除するためには、周辺地域全体の土地利用の整合を図り、農業振興部局と十分協議にすることが必要となります。

この件につきましても、①-1 でいただいたご意見と合わせて、都市計画見直しの原案作成の参考にさせていただきます。

(担当：都市計画課)

#### ② 認定農業者の認定について

認定農業者の認定につきましては、まず5年後の農業経営改善に向けて計画書を作成していただくこととなります。その計画が、市の農業基本構想にそったものかを確認し、認定審査会で審査し、適当であると判断した場合に、計画を認定し、認定農業者とさせていただきます。

詳細につきましては、農林課にご相談ください。(担当：農林課)

## ◇市の政策について

### 【ご意見・ご提案など】

地方の人口減少は、日本の工業立国政策で日本中の地方で若者たちを吸い上げ、日本の景気上昇を目指したことから始まったもので、一応その点では成功しましたが、その力を地方へ変換する方策を怠ったことが、現在の格差社会を作り、特に地方の人口減少、景気の格差となっています。ようやく田舎での農林水産の方向に力を入れ始めた人達や企業も出始めたようです。当地方としても都会にあふれている地方出身の孫たちを引き寄せるために、住、職を与えるように市の予算を組み替えて、不必要となった保育所、小中高校など、駐車場付の建築物などを再生し、無料または格安で与え、仕事も公共事業をはじめたくさんあるはずですから、少しでもシャッター通りの回復や、一人暮らしの高齢者をなくすような政策をとってもらいたいと考えています。全国がシャッター通りになるまでの年数より、少ない年数で、現在のすべての技術を使えば、可能なことと思っています。すごい努力と忍耐が必要ですが。

## 【お返事】

市民が安全・安心に暮らし、市内で経済や福祉、医療が完結できるような社会が私たちの理想とする姿であり、将来、それに近づくように施策を進めていかなくてはなりません。

地方の人口の減少と、それに伴う負の連鎖は全国各地で起こっている問題でもあります。私たちは背伸びをせず、現在市内にある地域資源を活用しながら対応策を考えて行きたいと考えています。

人口減少の大きな要因の一つは、ご意見にあるとおり若者の都市部への流出です。Uターン現象、Iターン現象という言葉が聞かれてから久しいですが、これらは高度成長期後の昭和50年から60年代頃の現象で、その後のバブル経済崩壊などにより、地方での就職は不安定なものとなり、定住人口の減少に拍車をかけています。

最近実施した市民アンケート（20歳以上の市民から無作為に2,500人を抽出して実施）を集計すると、「今後、南魚沼市が力を入れて取り組むべきことは」の設問に対し、前回の調査（H24）と今回調査の上位5位は次のようになっています。

順位	H24年調査		H26年調査	
1位	雇用対策が充実したまち	38%	雇用対策が充実したまち	34%
2位	医療機関が利用しやすいまち	33%	高齢者福祉が充実したまち	30%
3位	高齢者福祉が充実したまち	29%	子育て支援が充実したまち	27%
4位	災害に強い基盤整備がされたまち	25%	防災体制が整備された災害に強いまち	25%
5位	子育て支援が充実したまち	23%	医療機関が利用しやすいまち	23%

※複数回答可能なため、合計値は100%にはなりません。

このように、依然として雇用対策への期待が高いことがうかがえます。また、子育て支援の充実への期待がさらに高まってきていることがわかります。

これらは、新たな行政課題となっている人口減少問題への対策を期待する声として受け止められます。

そのような中、若者の意見を市政に反映しようと、昨年度より「若者まちづくり会議」を開催し、市内の49歳以下の方から参加してもらい、将来のまちづくりについて、意見やアイデアを出し合う機会を設けています。

また、人口減少問題に対応するため、平成22年より市の若手職員による「人口減少問題プロジェクトチーム」を編成し、人口減少問題に対する施策を検討しています。

具体的な成果としまして、ご提言にもあります「都会にあふれている地方出身の孫たちを引き寄せる」ために、南魚沼市に戻りたいと思わせる情報をしっかりと届けられる施策の実施に向けた準備を進めています。そのためには地域全体として、「孫たち」が戻ってきた時の受け皿をしっかりと作らなければなりません。それは空き校舎の再利用であったり、商店街の活性化や雇用の充実、子育て支援、福祉の向上、教育の充実であったりします。そういった施策を総合的に進め、それを「見える化」することで、都市部への若者の流出を防ぎ、都市部からの移住・定住者を呼び込めるものと考えております。

まちづくりを行政と市民が連携し、協働しながら進めるためには、産業界や教育機関、医療機関などがお互いに補完し、密接に結ばれた社会の構築が重要になります。今後も市民が安全・安心に生活できるまちづくりを進めてまいりますので、市行政運営に対するご理解とご協力をお願いいたします。

(担当：企画政策課)

## ◇五十沢地区の観光協会について

### 【ご意見・ご提案など】

五十沢地区には、五十沢、さくり、裏巻機観光の3つの観光協会があります。どの組織も資金力に乏しく、また昔からのしがらみもあり、本来の観光協会の体をなしていません。私も五十沢観光協会の理事を受けて役員会に出席しても、これからの観光を話し合う場になっていません。さくり観光協会が、五十沢キャンプ場、しゃくなげ公社と観光協会も合併して、ひとつの組織にして、この観光ロケーションをもっと有効に使って外にもアピールできると思います。農業や温泉とのタイアップも可能だと思いますし、南魚沼市観光協会（市観）に参加しているため、市観に賛助金を上納しても、市観はグリーンシーズンよりもホワイトシーズンに一生懸命で各地区の観光の実情を理解していません。していないというより、自分たちが大事で、現場に出て、汗をかこうという姿勢が見えてきません。パソコンに向かっていても何も前には進みません。地区民からの年間200円の賛助金も協力するところとしないうところがあります。本当の意味で市民一人ひとりが手をつなぎあえる地域になるべきだと思います。

### 【お返事】

観光は南魚沼市にとって基幹産業の一つと考えています。観光産業の活性化には、旅館・ホテル、観光施設事業者だけでなく、市全体でお客様を「おもてなし」の心でお迎えすることが必要と考えています。

そのためには、旅館・ホテル・食堂等で地元のお米や食材をお客様に提供し、

提供者だけが潤うのではなく、南魚沼市全体にお金が回るような取り組みが必要と考えております。

南魚沼市には年間 350 万人のお客様が訪れます。その 1/3 にあたる年間 120 万人がスキー場に訪れています。このため、冬期観光にある程度偏ってしまうことは仕方のないことと考えていますが、グリーンシーズンについても農業体験合宿、新米キャンペーン、朝ごはんプロジェクト、温泉とコシヒカリをタイアップした「コシヒカリの宿、泊まっていいね！」キャンペーン、春のカタクリ鑑賞、夏休み企画（体験村）、モンベルフェア（登山客誘致）、紅葉シーズン等の観光誘客を実施しているところです。また、魚沼の里、牧之通り、道の駅など新しい観光施設もでき、観光客に訪れていただいています。

南魚沼市観光協会の運営には、加盟団体からの会費が不可欠である点をご理解ください。しかしながら会費をいただいても各単位観光協会の細かな点まですべてを南魚沼市観光協会が宣伝することは難しいと考えます。各単位観光協会からの情報発信や独自の活動や意思統一などが必要と考えます。まずは、五十沢、さくり、裏巻機のそれぞれの観光協会が、本来の観光協会の活動を行い、観光資源を有効に使ってアピールし、同じ方針で活動できるよう、地域で十分話し合っただきたいと考えています。

昨年の南魚沼市観光協会の一般社団法人化後は、各単位観光協会との協議の場をもつということから、企画総務部会と宣伝企画部会を立ち上げ、各単位観光協会の方々からメンバーに入ってもらい、南魚沼市観光協会の事業を一緒に進めています。その部会のなかで、十分意見交換をし、相互に協調・連携して、観光事業を進めたいと考えております。

市民一人ひとりが手をつなぎ、連携を深めながら、各組織を強化して市の観光産業を推進していただきたいと考えております。（担当：商工観光課）

## ◇六日町大橋左岸の足湯の物干し台について

### 【ご意見・ご提案など】

先日、初めて橋のたもとの足湯に入れていただきました。曇りの日で空気は冷たかったのですが、囲ってあり寒い思いもせず、気持ちよく入れましたが、自分の足を拭くタオルを用意してなかったもので、そこにあったタオルを使用させていただきました。そのタオルは使う人がいて当然ですが、みんな丸めて置いてありました。使用後に下げるものがあつたらいいなあと思ったのは、私だけでしょいか。

### 【お返事】

この度は、六日町大橋のたもとの足湯「お六の湯」をご利用いただき、ありがとうございます。

お六の湯に置かれているタオルにつきましては、当市や市が管理を委託している団体により備えられたものではなく、日ごろ利用されている方が、次回に利用するため置いていったタオルです。

濡れたタオルを干せる設備があれば便利ですが、当足湯は使用料もいただかない公共的な施設であることから、物干し台のように個人向けの設備を設けることは考えていません。そのため、タオルについても利用者各自でご持参いただき、使用後は持ち帰っていただくことが原則と考えています。

今後、足湯におこしの際はタオルを持参され、ご利用いただければと思います。いただいたご提案も含め、足湯利用者の満足度が高まるよう努めたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。（担当：商工観光課）

## ◇上下水道料について

### 【ご意見・ご提案など】

基本使用量が、10 m<sup>3</sup>となっています。いま、一人暮らしをしていますが、毎月の使用量は、5～6 m<sup>3</sup>です。

大切な水資源と家計のため、水を節約と思いましたが、毎月の使用量が基本量の10 m<sup>3</sup>に満たないため、節約の実感がありません。南魚沼市には、病院・学校・学生・冬季限定の移住者など一人暮らしも多いはずです。

単身者や、水資源のため、上下水道の基本使用量の設定を下げることを提案します。ぜひ、単身者の使用量など調査や意見を聞いてみてください。

### 【お返事】

水道や下水道をいつでも安心して使用できるようにするためには、施設の建設や維持管理に多額の経費が必要となります。この経費のうち、固定的な経費（検針や料金収納に要する経費、メータ設置費、施設の維持管理費など）を基本料金として10 m<sup>3</sup>以下の使用水量を定額でご負担いただいています。一人暮らし世帯や集会所などでは使用水量が10 m<sup>3</sup>以下のことや場合によっては0 m<sup>3</sup>のこともあることも承知していますが、上下水道が使用できる状態であれば、使用の有無にかかわらず、基本料金をいただいています。そのような主旨で全国的にも基本料金を10 m<sup>3</sup>としている水道事業供給者が多くあります。

ご提案の基本料金の設定を下げることは、料金体系全体の見直しが必要であり、負担区分の変更になることから、多くの皆様のご意見を伺いながら進めることが必要であり、すぐに変更することはできません。

今後も、多くの皆様のご意見をお伺いしながら、適正な上下水道料金を検討したいと考えていますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

（担当：水道課）

## ◇市民バスの運行について

### 【ご意見・ご提案など】

以前より、なぜ誰も利用しない、乗る人も決まっっていて、3人程度しか乗車しない市民バスを運行しているのか不思議でなりません。税金の無駄使いだ。ほかにももっとその金を使うところがあるのではないのでしょうか。担当部署で実態調査をしたらどうですか。

現在の利用状況では、即刻辞めるべきだと思います。

### 【お返事】

市民バスは移動手段を持たない方の日常生活における外出の足を確保し、交通空白地域の解消を目的に運行しています。ご指摘のとおり、運行しているコースや区間によっては乗車している方が少ないバスもありますが、年間では約56,000人（平成25年度）の市民の方が利用され、日常の足としてご利用いただいております。

今後、社会はますますと高齢化が進み、単身世帯が増加してくることから、自動車を運転できない高齢者のみの世帯の増加が予想され、市民バスや路線バスなどの公共交通機関は高齢者のみの世帯にとっては、なくてはならないものになると考えられます。

市では南魚沼市地域公共交通協議会で検討を重ね、「自家用車がなくても安心して生活できる持続可能な環境づくり」を基本方針に、平成27年度から見直しをかけた中での市民バスの運行と、利用の有料化を予定しています。コースによっては予約方式の運行も検討し、無駄がなく、維持継続ができる市民バスの運行を目指しています。

現在、平成27年4月からの新たな運行に向けて運行予定事業者が車両の準備を進め、関係機関と具体的な運行経路・時刻、免許申請に向けた協議を行っています。一人でも多くの市民から利用していただけるよう情報提供・利用促進を図り、見直し運行後は、より市民にとって使いやすい市民バスとなるよう、検証しながら事業を進めたいと考えています。

（担当：都市計画課）

## ◇鈴木牧之翁の銅像の建立について

### 【ご意見・ご提案など】

鈴木牧之翁の銅像を建てていただきたい。場所は、国道17号の早道場（二分區）に入る交差点付近。高さ4mぐらいの大きさと、現在、浦佐駅前の国道17

号脇に建っている田中角栄元総理大臣の銅像のように国道を走るドライバーの眼にとまるようなものをお願いします。

そうすれば、現在の街中の牧之通りの観光客も増加すると思いますし、有名になり、町全体が活性化につながると思います。

費用がかかりますので、市民や有志からの寄付等を募って、不足分は市で補助する方法で、ぜひとも実現していただきたいと思います。

### 【お返事】

鈴木牧之翁の功績は南魚沼市の誇りであり、これからも地域の先賢として顕彰し、語り継いでいかなければならない存在です。200年以上前の著書「北越雪譜」は、当時の雪国の暮らしや風俗を伝える貴重な民俗学的資料です。

地域の歴史や伝統を資源として商店街の振興や観光客の誘客に活用し、魅力あるにぎわい空間を創出することは、市の産業振興ビジョンにも合致したものであり、鈴木牧之翁の功績や遺徳を活用し、周辺の牧之通りや鈴木牧之記念館の活性化に結びつけるお考えには賛同いたします。

しかし、地域の活性化方策につきましても、銅像建立のみならず、地元の関係者の方々の熱意やアイデアにより、創意工夫されることが、より大切ではないかと考えています。銅像建立となりますと顕彰会やご子孫の方々を含めた地元の合意形成が必要となりますので、市が主導的に銅像を建立するのではなく、地域全体の活性化方策として地域の合意形成がなされ、その中の選択肢の一つとして銅像が必要であれば、地域全体の取組みとして、実施することがよいのではないかと考えています。

また、当時の三国街道の宿場町を再現した牧之通り商店街では、独自の景観協定により、街道一帯の景観形成を大切にしています。そのような関係団体との調整も必要と考えますし、国道17号の交差点付近での設置となると、歩道を含め道路敷地内での建立は、冬期間の管理等を考慮すると難しく、建立する用地を改めて取得しなければなりません。交差点付近は建物が軒を連ねているため、銅像自体が目立たなくなる可能性もあります。

このようなことから、現段階で銅像建立を、市が主体的に事業を実施することは難しいものと考えます。また、行政から市民に対して特定の事業のための寄附金を募ることも出来かねます。

地域づくりは地元の合意形成のもとに、市民と行政が協働しながら進めていくべきと考えています。市政の状況により実施できない場合もありますので、ご理解をお願いいたします。

今後も、市民が安全・安心に生活できるまちとなるように努力してまいりますので、市行政運営に対するご協力をお願いいたします。（担当：企画政策課）



## ◇市の宿泊施設や飲食業の強化について

### 【ご意見・ご提案など】

南魚沼管内の地域経済活性化には産品を出して国内外の循環を図る農業と、観光で内外から利益を得られる宿泊業、そして多くの方が利用される飲食業だと考えています。これらの業界について、さらなる向上策を行えば、管内経済のベースアップが見込めると思います。

先日、農林水産省のウェブサイト「日本の食の魅力発見」のパンフレットを見ており、その中で食と観光との連携「日本の食でおもてなし」の事業で、この事業に登録するとPOPやのれんが活用できる他、新聞やウェブサイトにものせてもらえることがあるそうです。

宿泊業界の宣伝になりますし、農業では地域食材をさらに活用してもらえるメリットがあります。ぜひ、宿泊業界の方に勧めていただきたいと思います。

合せて、飲食業界について、南魚沼管内の飲食店が少ないという意見があがっております。加えて、農業においても米の消費が減っていることから、若年層が行きやすい店、「米を活用したおしゃれな飲食店」の誘発をお願いします。

米の茶碗1杯の価格はおよそ27円とされており、これを逆手にとって格安で提供する、加えておしゃれであれば、若年層は活用しやすいと思います。

イタリアンなどのしゃれた店は若年から人気があり、需要があるので、盛りつけ等を工夫したレストランを立ち上げれば必ず米の消費拡大、経済活性につながると思います。

### 【お返事】

当地域における宿泊業、飲食業における向上策のご提言をいただき、ありがとうございます。

南魚沼市において、国産農産物の消費拡大を推進し、食料自給率の向上を図る「フードアクションニッポン」の推進パートナー登録企業等は一定数ありますが、食と観光との連携による地域食材魅力発信事業（通称：日本の食でおもてなし事業）のパートナー登録につきましては、2件と少ない状況にあり、今後の情報発信の在り方も含めて、積極的に活用していただくよう、南魚沼市観光協会を通じて、宿泊業のみならず関連する業者や団体への周知を図りたいと考えています。

次に、現在、市内宿泊施設等で取り組んでいる事業をご紹介させていただきます。

全旅連青年部褒賞アワードグランプリを受賞した「朝ごはんプロジェクト」に8施設、「地酒の宿」では4施設、新潟女将の会「スイーツめぐり」では5施設の宿泊施設の皆様が参加し、おもてなしを行っております。

伝統食材をつかった「南魚沼きりざい井」を通じたまちおこし活動の「きりざい DE 愛隊」及び提供店として、宿泊業と飲食業の皆様も 20 施設が参加しています。きりざい DE 愛隊の活動には、農業に携わる方や地域団体、米作りを通じて小学生の協力も得ています。

収穫された炊きたての新米を提供するキャンペーン「南うおぬまコシヒカリ街道」には、宿泊・飲食を合わせて 56 施設で実施しています。

日本一の南魚沼産コシヒカリを食べていただくよう、新米の出回る 10 月 10 日の「南魚沼市コシヒカリの日」にあわせ、市内外で、農業関係者の皆さんとともに観光 PR も兼ねて行っています。また、新米をお買い求めいただくために、JA の施設と道の駅南魚沼「雪あかり」の PR も行っています。道の駅南魚沼の直売所「四季味わい館」では、米の販売のほかに、地元農産物等も販売し、好評を得ています。

市内飲食業での新たな動きとしては、今年度に始まった「六日町バル」（11 月 22 日～12 月 21 日開催）があります。六日町駅前通りを中心にした若手飲食店オーナーが主体となって開催していることから、今後、参加店の皆様に南魚沼産コシヒカリを使った新たなメニューを取り入れてもらうよう働きかけたいと考えています。

このように、官民協働での活動も実施中ではありますが、やはり、飲食店なので民間事業者と農業者の皆様が主体となり、相互に協力し、知恵を出し合い、実行していかなくては、活性化は難しい状況にあると考えています。

民間の皆様が熱意をもって、地域活性化に取り組み、行政が応援をしていくことで、長い目で見た真の活性化につながると考えています。

（担当：商工観光課）

## ◇学校給食の牛乳について

### 【ご意見・ご提案など】

三条市のように学校給食の牛乳をやめてほしいです。

牛乳は人間の体にとって必用はないと思います。

放射能検査は行われているのでしょうか。

### 【お返事】

学校給食に提供する牛乳は、成長期の子どもたちのカルシウム供給源として大変重要であり、家庭で不足するカルシウムを補う重要な役割を果たしています。

また、不足しがちなビタミン B 2、さらにはタンパク質も同時に補うことができる食品でもあります。

学校給食において、他の食品でこれらの栄養素を補うことは難しく、子どもたちの成長のため、牛乳の役割は大きいと考えています。

放射能の検査につきましては、南魚沼市内では月1回以上の検査を実施し、検査結果につきましては、新潟県と市のウェブサイト「学校給食安心対策事業における放射性物質の検査結果について」として掲載しています。

(担当：学校教育課)

## ◇水道料金とゴミ袋について

### 【ご意見・ご提案など】

水道料金が他市町村と比べ高すぎる。

ゴミ袋 15 リットルを復活させてください。

### 【お返事】

#### 1 水道料金について

水道料金は自治体ごとに、水道施設の建設費や維持管理費を水道料金で賄えるように金額を決めています。南魚沼市の水道は、三国川ダムを水源としているため、ダムの建設負担金や浄水場などの水道施設に多額の建設費を要し、その債務の返済や施設の維持管理費を水道料金によりまかなっております。

三国川ダム建設当時は、経済状況も上昇傾向にあり、マンションなどの建設計画があったことから、定住人口や観光人口も増加を続けるものと予想して、それに見合った水道施設を建設しましたが、見通しどおりの人口増とはならず、現在では逆に人口が減少しています。また、トイレや洗濯機などが節水型となり、1人あたりの水道使用量自体も減少しています。

これらにより水道施設の規模・能力に比べ、水道使用量が大幅に少なくなっている現状があり、水道料金を高くせざるを得ない状況となっております。

このように高料金とならざるを得ないものの、平成26年4月よりの消費税改定時に税抜の水道料金を3%の値下げを行い、消費税改定前と同じ料金となるようにし、使用者の負担を増やさないようにしました。また、福祉減免制度として、65歳以上の高齢者のみの世帯で市・県民税非課税世帯を対象として、基本料金の減免を実施しています。

しかしながら、近隣の市町と比較しますと、依然として高料金となっており、今後は、人口の減少による料金収入の減少や、老朽化した施設の更新費用の増加により、水道事業の経営はさらに厳しくなりますが、過大となっている施設の縮小や、民間への業務の委託を行うことで、経費の削減をはかり、水道料金の値下げにつなげていきたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

(担当：水道課)

#### 2 ゴミ袋について

一般家庭用の可燃ごみ袋は、現在100、300、450袋の3種類を作成し、利用いただいています。

市に合併前の各町が、平成11年度からごみ処理の有料化を開始し、その際、買物袋用シール、150、450袋を作りました。その後、買物袋用シールの不正使用が多くあったため、平成16年度に買物袋用シールを廃止し、同時に150袋を廃止しました。その代わりとして100袋、300袋を作り、450袋と合わせて3種類に

なり、現在に至っています。

10ℓ袋に変更した理由は、単身者や高齢者世帯、マンション等でごみ排出量の少ない世帯から小さい袋の要望が多くあったことによるものです。

ごみ袋の種類を増やすことは、袋の製造経費の負担が増えるとともに販売店等の在庫管理が難しくなり、今すぐには対応することはできません。家庭での保管場所の問題もあるかとは思いますが、生ごみは10ℓを使い、その他の可燃ごみはまとめて30ℓを使うなどで対応をいただければと思います。

現在市民からは、廃棄物（ごみ）を分別することで、可燃ごみの減量化にご協力をいただいています。以前とはゴミの状況も変わってきていますので、現在の袋区分が適当かどうかを見直す際に、今回のご意見も参考とさせていただきます。

（担当：廃棄物対策課）

## ◇剪定枝の収集と熊対策について

### 【ご意見・ご提案など】

剪定枝を来年度も集めてもらいたい。

熊等の被害をなくすために火を再び燃やすようにしたらどうか。昔は、火等におびえて里には出なかった模様である。

### 【お返事】

#### 1 剪定枝の収集について

剪定枝の搬入につきましては、年間を通じて市の可燃ごみ処理施設で受け付けており、チップ化も平成19年度から実施し、工場等の燃料材として再生利用しています。

来年度も同様に剪定枝を受け付けますが、無料での受け付けは行いません。剪定枝受け付けの無料化は、野焼き防止の特例として実施したもので、平成26年度の春をもって廃止しました。料金は、60cm以下に切っていただければ、10kgごとに50円、60cmを超えるものにつきましては、10kgごとに100円となります。

ごみは原則有料で、ごみを出した方が料金を支払うこととなります。剪定枝につきましても、有料であることについてご理解をお願いいたします。

引続き、市の可燃ごみ処理施設への搬入にご協力をお願いいたします。

（担当：廃棄物対策課）

#### 2 熊対策について

近年において、里山が荒廃し、集落付近まで手入れがなされていない草木の茂みとなってしまい、熊が人里の近くまでやってくるようになりました。柿や畑の食物を簡単に食べられることを知ってしまったことが、熊の出没が増えた一つの要因だと考えられます。人里と緩衝地帯なる里山の整備や電気柵の設置が、熊対策には有効だと考えます。市はそういった方向で、対策を進めています。また、野焼きは、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類などの有害物質が発生することから、一部の例外を除いて禁止されています。 （担当：環境交通課）

## ◇人口減少対策について

### 【ご意見・ご提案など】

近所のアパートに4月中旬から11月末頃まで東京在住のご夫婦が住んでいます。もう数年間、同じようにこちらに来ているので、私が行政区の役員をやった時に、区費を持ってきてくれました。

月に15万円以上は経費として、市に落としているようですので、半年で100万円以上になると思われます。

役員をやっていた時、東京へ帰る際に区費を返したいと思いました。区の会計は年々減少していて、この会計からでは無理だと思いました。

そこで提案ですが、市からそのお金を出してもらえないでしょうか。区費の領収書、またはアパートの家賃の領収書で区費分を出してもらえれば、帰りの高速代と食事代くらいにはなると思います。

こういう人たちに移住してもらえば、人口減に少しでも歯止めがかかると思います。ここ数年、毎年のように来ていて、気に入っていると思いますので、プチ田舎のお礼として、ぜひとも出していただけないでしょうか。

### 【お返事】

南魚沼市ファンとして4月から11月まで住んでいただいている方がいらっしゃることにうれしく思うと同時に、その方から区費をいただいていることについて何とかしてあげたいと願う優しいお心づかいに敬意を表します。

人口減少は日本全体の課題であり、南魚沼市でも大きな問題としてとらえています。その中でも、U・I・Jターンをはじめとする定住促進対策については、重要な施策であると認識しています。

ご提案の、区費分の一部返還（補助）についてですが、個人の支出で区費に充てられたものに対して、市の会計から支出して補助することは、やはり難しいと言わざるを得ません。ふるさと納税に対する特産品のお返しなどの例のように、市税や市の料金、手数料などであれば、免除や一部減免等の制度をつくることは可能ですが、区費として払ったものを市がその相当額としてお返しすることは無理があります。あくまでも行政区の中でご検討いただければありがたいと考えています。

市では移住・定住の促進策としまして、ウッドタウン八色団地（JR浦佐駅から1.3km、徒歩16分）では、Uターン・Iターン者が分譲地を購入する場合は、土地面積1㎡当たり3,000円の補助などを行っています。今後の定住促進対策として、いくつかの自治体で実施しているような、空き家バンクを創設して移住者に住宅をあっせんする施策なども検討しているところです。

また、南魚沼版プラチナタウン（CCRC）を創設するための検討を始めました。これは、自立して生活でき、趣味や生涯学習に意欲的な高齢者を首都圏などから

呼び込み、約 200 戸程度の集合住宅を造り、近隣の大学や病院と連携して教育や医療のサービスを提供し、安心して生活できるようにする構想で、人口減少対策に効果があり、生涯学習や健康、介護部門をはじめとする雇用にもつながることが期待されるものです。

これらは一例ではありますが、市のやるべきことは施策として南魚沼ファンの方々を増やしていくことだと考えています。ご提案のように、市外の方からも「南魚沼市に住みたい」と思っていただけのように、さらに検討を重ね、情報も発信していきたいと考えています。 (担当：企画政策課)

## ◇保育園の新制度について

### 【ご意見・ご提案など】

ただいま夫ともうすぐ 3 歳になる息子、9 か月の娘の 4 人家族の者です。下の娘が 3 歳になったら働こうと思っております。11 月、息子の来年度からの保育園への申し込みを致しましたが、先日子育て支援課の方から連絡をいただき「希望の保育園は定員オーバーのため浦佐こども園へ行っていただきたい。親御さんが働いていないので 13:30 までの保育になる。空きが出たとしても働いていない限り、保育園には入れない」というものでした。

共働き等の家庭を優先した定員の関係で、別の保育園へというのはわかりますが、なぜ 13:30 までなのでしょう。しかも空きがあっても働いていないお母さんだと保育園には入れないのはどうしてですか。

息子も家で保育する娘も昼寝の中途半端なままで送迎するのは生活のリズムも取れなくなります。預けるのであればすべての子どもが平等に定時の 16:30 までは保育していただけるのが当然と認識していました。

親の仕事の都合で預ける以外にも子どもに集団生活をさせたいという希望も存在します。年少になる年ならそれは必要なことだと思われませんか。

待機児童の多い都会ならともかく、この地域にこの制度は似つかわしくない部分も多いのではと思います。働いているお母さんももちろん大変ですが、専業主婦で 2 人以上の子育てをしているお母さんも大変なのを分かっていたきたいです。

今回の件で、仕事の求人も少ない上に子どもを預けるのも困難な子育てしづらい市になったと感じています。こう感じているのは私だけではないです。周りのお母さん方もこの制度に不信感を募らせてらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。

幸い、こども園はとてもよい園なので通わせようとは思いますが、このまま国が決めた制度を鵜呑みにしたままですか？南魚沼市に合った制度に変えること

はできないのですか。

### 【お返事】

保育園は、親（保護者）からの申込みにより、親が働いている、病気の状態にある等の理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に代って子ども（0～5歳の乳児および幼児）を保育するための児童福祉法に位置付けられた「児童福祉施設」です。

保育園入園案内にもあるとおり、保育園等での保育を希望する場合は、以下の保育の必要な事由に該当する必要があります。

- （１）就労（フルタイム、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労。ただし、一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- （２）妊娠、出産
- （３）保護者の疾病、障がい
- （４）同居している親族の介護・看護
- （５）災害復旧
- （６）求職活動（起業準備を含む）
- （７）就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- （８）虐待やDVのおそれがあること
- （９）育児休業中に、すでに保育を利用している子どもの継続利用が必要であること
- （10）その他、前記に類する状態として市町村が認めること

（１）の就労に関しては、新制度において月に64時間以上の就労が必要であるという基準が定められましたが、その他の条件についてはこれまでと同様です。

保育の必要性が認められない満3歳以上の児童は、1号認定（教育認定）となり、幼稚園、認定こども園が利用できます。

幼稚園等の教育時間は、4時間を標準として各施設で定めた時間となり、浦佐認定こども園では8:30～13:30を設定して、それ以降は有料の預かり保育となります。

南魚沼市では幼稚園等に対する需要が低く、市内にまんべんなく幼児教育ができる施設を設置できていませんが、大和地域、六日町地域、塩沢地域にそれぞれ1か所ずつ、保育園と幼稚園の機能を合わせ持つ認定こども園があります。

これらの基準は、子ども・子育て支援法等に規定されており、全国的に統一された基準となっていますので、ご理解をお願いいたします。

（担当：子育て支援課）

## ◇道路除雪について

## 【ご意見・ご提案など】

私は塩沢地区に住み、たまに六日町駅裏方面、その界限に行くのですが、除雪状況を悪く感じています。すでに同じような意見はあると思いますが、かなり昔からこの状況に変化がないように思います。地盤沈下の関係で水をあまり出せないのかもしれませんが、改善策はないのでしょうか。

たまにしか通らない私が強く感じているのですから、常に通る方はもっと強く思っているはずです。

今後、何かしらの対策はされるのでしょうか。

## 【お返事】

今冬は昨年末からの記録的な大雪となり、大変なご苦勞をお察しいたします。

六日町駅西側地区の道路除雪につきましては、ご意見にもあるとおり、地下水採取に関する条例（地盤沈下区域）により井戸の設置が制限されています。このため、当地域では機械による除雪作業が主体となっています。建築物等が連担し、堆雪場（雪出し場）の確保が困難な幹線道路では、消雪パイプにより冬期交通を確保しています。

昨年12月の大雪の時に於いて市では、災害時に準じる警戒体制を維持し、道路パトロールによる情報収集を強化したうえで、交通の支障となっているか所の解消について、鋭意取り組んでいましたが、12月14日未明からの大雪では、六日町市街地にて48時間降雪量が200cmを超える異常降雪となり、配備している除雪機械台数では除雪作業が追いつかず、路面状況が悪化したことから、皆様にご不便をおかけいたしました。

ご照会の六日町駅西側地区については、市民の皆様から寄せられるご要望や情報を勘案しながら、効率的な除雪作業に努めていますが、異常降雪時における抜本的な改善策には至っていないのが現状です。しかしながら、最近における気象予測技術の発達により、予防的な観点から早期に除雪体制を整えることによって、交通支障か所の解消や軽減が図られるよう、工夫し取り組んでいきます。

今後とも安全・安心な交通確保を目指し、道路管理に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。また、道路に関して支障等がありましたら、建設課までご一報くださるよう重ねてお願いいたします。（担当：建設課）